

ものづくり中小企業等経営変革緊急支援事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1社と大学等研究機関のみで、応募することは可能か。	可能です。ただし、大学等研究機関は補助金交付対象機関とは認められませんが、大学等研究機関への受託（共同）研究費を補助対象経費に含めることができます。
2	いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
3	これから起業する個人又は法人の申請は可能か。	本事業は、これから起業する個人及び法人は対象としておりませんので、申請できません。
4	本年度に「企業の森・産学の森」推進事業にグループ構成企業として採択されました。本補助事業への申請は可能か。	本年度に（公財）京都産業21が実施した「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「『企業の森・産学の森』推進事業」、「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」及び「新型コロナウイルス感染症対策技術結集事業」並びに京都府が実施した「コロナ社会対応ビジネスモデル創造事業」のいずれかの補助金の交付を受けていない企業は、申請可能です。 ※本年度に上記事業で補助金の交付を受けた場合でも、本事業にグループ構成企業（補助金交付を受けない企業）として参画することは可能です。
5	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。
6	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するが、申請可能か。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。但し、法人の場合は法人登記簿謄本の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控により所在が確認できることが要件です。
7	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも申請可能か。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。

8	<p>常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいか。</p>	<p>申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。</p>
---	-----------------------------------	--

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	<p>外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。</p>	<p>領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。</p>
2	<p>経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものか。</p>	<p>土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。また、量産段階で調達し、かつ、量産が主用途の設備で減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものについても15%となります。これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2となります。 なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等で計上してください。</p>
3	<p>令和2年4月1日以降であれば事前着手できるとのことであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合でも補助対象となるか。</p>	<p>令和2年4月1日以降に発注・契約を行ったものであれば、交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てが完了したのも補助対象となります。また、事前着手日から交付決定日までに本事業に従事した直接人件費も補助対象となります。</p>

※その他御不明な点があれば、相談窓口・提出先に御相談ください。